

振替・代替輸送取扱規程

振 替 ・ 代 替 輸 送 取 扱 規 程

——目 次——

第 1 条	（目 的）	1
第 2 条	（変 更）	1
	【振替輸送】	1
第 3 条	（当社と振替輸送を行う運輸機関）	1
第 4 条	（振替輸送の取扱い範囲）	1
第 5 条	（振替輸送区間及び接続駅）	2
第 6 条	（振替輸送時の手回り品）	2
第 7 条	（振替乗車票の様式）	2
第 8 条	（振替乗車票の通用期間）	2
第 9 条	（振替乗車票を配布する場合の取扱い）	3
第 1 0 条	（振替乗車票を省略する場合の取扱い）	3
	【代替輸送】	3
第 1 1 条	（代替輸送の方法）	3
第 1 2 条	（代替輸送の取扱範囲）	3
第 1 3 条	（代替輸送区間及び運行経路）	3

(目 的)

第1条 この規程は大阪モノレール株式会社（以下「当社」という）の振替・代替輸送の取扱いに関し必要な事項について定め、当社の使命である旅客の輸送を確保することを目的とする。

(変 更)

第2条 当社が定める規程は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規程の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【振替輸送】

(当社と振替輸送を行う運輸機関)

第3条 当社と振替輸送を行う運輸機関（以下「相手方運輸機関」という）は、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「大阪地下鉄」という）、阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という）、京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という）、北大阪急行電鉄株式会社（以下「北急」という）とする。

(振替輸送の取扱い範囲)

第4条 この振替輸送の取扱いをする範囲は、当社線、大阪地下鉄線、阪急京都線（千里線を含む）、阪急宝塚線（箕面線を含む）、京阪線、北急線が運行不能となった場合において、既に運行不能区間について有効な乗車券を所持する旅客に限るものとする。なお、乗車券は運行不能となる前に入場した場合に限るものとし、次のとおりとする。

乗車券の状態 券種（※1）	入場前	入場後
普通乗車券	×	○
回数乗車券	×	○
定期乗車券（IC 定期乗車券を含む）	○	○
IC 乗車券（IC 定期乗車券を除く）	×	×
タッチ決済乗車	×	×
団体乗車券	○	○
企画乗車券（※2）	×	○

○：振替対象 ×：振替非対象

（※1）株主優待乗車証、株主回数乗車証、特殊乗車証、社員乗車証等は振替非対象

（※2）デジタル企画乗車券は、「利用開始前=入場前」「利用開始後=入場後」とする

（振替輸送区間及び接続駅）

第5条 振替輸送を行う区間及び接続駅は、その都度定める。

（振替輸送時の手回り品）

第6条 手回り品は、次により取扱うこととする。

- （1）当社線が運行不能となり、旅客を他の4運輸機関で振替輸送をする場合
の手回り品は当社の規則による。
- （2）他の4運輸機関が運行不能となり、旅客を当社線で振替輸送をする場合、
すでに他の4運輸機関において有料手回り品の取扱いを受けた物品につ
いては、そのまま車内に持ち込むことができる。

（振替乗車票の様式）

第7条 振替乗車票の様式は、当社が定める。

（振替乗車票の通用期間）

第8条 振替乗車票の通用期間は、発行当日に限るものとする。

(振替乗車票を配布する場合の取扱い)

第 9 条 振替乗車票を配布する場合の取扱いについては、別に定める。

(振替乗車票を省略する場合の取扱い)

第 10 条 振替乗車票を省略する場合の取扱いは、次の各号による。

(1) 振替輸送区間及び利用可能駅

振替輸送を行う区間はその都度定めるものとし、利用可能な駅は振替輸送を行う区間の各駅とする。

(2) 当社が運行不能の場合

イ) 旅客の乗車券は回収しない。

ロ) 振替輸送を引き受けた相手方運輸機関が、旅客の乗車及び降車の際、乗車券を確認する。

(3) 相手方運輸機関が運行不能の場合

イ) 当社が旅客の乗車及び降車の際、乗車券を確認する。

ロ) 降車の際、旅客の乗車券を回収する。ただし、定期券及び振替輸送区間の前途に対し有効な乗車券は回収しない。

【代替輸送】

(代替輸送の方法)

第 11 条 当社の代替輸送は、備車バス・タクシー等により行うものとする。

(代替輸送の取扱範囲)

第 12 条 代替輸送の取扱いをする範囲は、当社の運行する列車が運行不能となった場合において、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客について取扱うものとする。

(代替輸送区間及び運行経路)

第 13 条 代替輸送を行う区間は運行不能区間に代る相当区間とし、自動車の運行経路については、その都度定めるものとする。